

# IASB「金利指標改革」EDには 反対せず—ASBJ

去る6月13日、企業会計基準委員会は第410回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

## IASB公開草案「金利指標改革」へのコメント検討

IASBが公表した「金利指標改革（IFRS9号およびIAS39号の修正）」公開草案について、事務局から、反対はしない旨のコメント案が示された。

委員からは、特段の異論はあがらず、事務局案でコメント提出することとされた。

## 収益認識基準の開示の検討

第96回収益認識専門委員会（2019年6月20日号（No.1548）情報フラッシュ参照）

# 時価把握が極めて困難な場合の 取扱い、整理

—ASBJ、金融商品専門委

去る6月11日、企業会計基準委員会は第144回金融商品専門委員会を開催した。

「時価の算定に関する会計基

## 市場価格のない株式等の取扱い（質問7）

(1) 時価を把握することが極めて困難な場合の整理

従来の「時価を把握することが極めて困難と認められる」金融商品と公開草案の「市場価格のない株式等」について、その関係性や考え方を整理した資料が示された（図表1、2）。

専門委員会からは、「投資信託など経過措置のあるものは、わかるようにすべき」という意見があがった。

(2) 民法上の組合等への出資金  
前回の専門委員会（2019年6月10日号（No.1547）情報フラッシュ参照）では、民法上の組合等への出資金について、「市場価格のない株式」から除外するとの事務局案が示されていた。

今回、これに追加して、「時価算定適用指針案第27項に定める投資信託の取扱いを改正する（会計基準公表後おおむね1年をかけて検討する）際に民法上の組合等の出資金の取扱いを明らかにするとの経過措置を設けることとする。当該期間中は時価の注記に代えて、その旨および貸借対照表価額を注記することができる」とする案が示された。

## 今月の税務

日付	項目	備考・コメント
7月10日(水)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和元年6月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額をあわせて納付する。
7月31日(水)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和元年5月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1ヵ月延長法人(平成31年4月期) 2ヵ月延長法人(平成31年3月期) ④ 消費税確定申告(1ヵ月ごと)(5月期) ⑤ 消費税確定申告(3ヵ月ごと)(2月、5月、8月、11月期) ⑥ 法人の中間申告(半期、11月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1ヵ月ごと(5月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3ヵ月ごと(2月、8月、11月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。  ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
7月中の市町村条例で定める日まで	⑧ 固定資産税(都市計画税)第2期分の納付	

(図表1) 時価を把握することが極めて困難と認められる場合の時価算定会計基準の取扱い

	貸借対照表価額		時価注記 <sup>※1</sup>		具体例
	改正前	改正後	改正前	改正後	
(1) B/S価額を時価とする金融商品					
① ②以外	時価 (金15、18、25等)	時価 (金15、18、25等)	時価を注記 (開4(1))	時価を注記 (開4(1))	
② 時価を把握することが極めて困難な金融商品					
②-1 市場価格のない株式	取得原価 (金19(2))	取得原価 (金19で維持)	把握困難と注記 (開5)	市価なし株式と注記 (開5で維持)	図表2(1)参照
②-2 「市場価格のない株式」以外で時価を把握することが極めて困難と判断する場合					
・債券	取得原価-貸引 (金19(1))	時価 (金19(1)修正)	把握困難と注記 (開5)	時価を注記 (開5を修正)	図表2(2)参照
・債券以外の有価証券	取得原価 (金19(2))	時価 (金19(2)修正)	把握困難と注記 (開5)	時価を注記 (開5を修正)	図表2(2)参照
・デリバティブ取引	取得原価 (金89)	時価 (金89削除)	把握困難と注記 (開5)	時価を注記 (開5を修正)	図表2(5)参照
(2) B/S価額を時価としない金融商品 <sup>※2</sup>					
① ②以外	取得原価等 <sup>※3</sup> (金14、16、26、実132等)	取得原価等 (金14、16、26、実132等)	時価を注記 (開4(1))	時価を注記 (開4(1))	
② 時価を把握することが極めて困難と判断する場合	取得原価等 (金14、16、26、実132等)	取得原価等 (金14、16、26、実132等)	把握困難と注記 (開5)	時価を注記 (開5を修正)	図表2(2)(3)(4)参照

※1 貸借対照表上で区分掲記している金融商品が時価注記の対象(ただし、有価証券、デリバティブ取引は区分掲記にかかわらず時価注記の対象)  
 ※2 債権、満期保有目的の債券、組合等への出資、金銭債権など  
 ※3 たとえば、債権の貸借対照表価額は取得原価(または償却原価)-貸倒引当金、満期保有目的の債券の貸借対照表価額は取得原価(または償却原価)、組合等への出資の貸借対照表価額は原則として組合等の財産の持分相当額、金銭債務の貸借対照表価額は債務額(または償却原価)であり、各商品や保有目的により異なる。  
 凡例 金:金融商品会計基準、開:金融商品時価開示適用指針  
 (注) □は変更のある箇所

**実務対応報告18号へのコメント対応、検討**

**ASBJ、実務対応専門委**

**会計**

去る6月10日、企業会計基準委員会は第125回実務対応専門委員会を開催した。3月25日に公表された実務対応報告18号の改正案に5通のコメントが寄せられ(6月7日にASBJのHPで公表されている)、今回その対応について審議した。5通すべてのコメントが提案内容に同意するものであった。各論についての対応は次のとおり。

(1) 検討の経緯

次のコメントが寄せられた。

(図表2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の開示例

下表は、2018年中に決算期を迎える企業のうち、連結総資産が1兆円以上の有価証券報告書提出会社(非上場含む)で、日本基準を採用している企業236社の連結財務諸表における注記で、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品として開示されているもの(時価をもって貸借対照表価額とするものだけでなく、取得原価等をもって貸借対照表価額とするものも含まれている)の内容別の企業数を表す。

金融商品	企業数	金融商品	企業数
(1) 株式		(3) 債権	
非上場株式	230	買入金銭債権	3
関係会社株式	52	貸付金	2
非上場株式および関係会社株式	2	差入敷金・保証金	7
(2) 債券等およびその他の有価証券		(4) 債務	
社債	2	預り金	1
非上場債券	7	預り敷金・保証金	10
満期保有目的の債券	2	借入金	1
出資金	6	(5) デリバティブ取引	
出資証券	9	自然災害デリバティブ	1
特別目的会社の出資金	1	(6) その他	
エクイティ出資	2	信託財産	1
優先出資・信託受益権	15	詳細不明	33
金銭の信託	4		
投資信託	8		
組合出資	123		
譲渡性預金	2		
コマーシャル・ペーパー	1		
メディアムタームノート	1		
外国証券	6		
営業投資有価証券	2		
その他の証券	8		

**適用時期(質問9)**

第409回親委員会(2019年6月20号(No.1548))情報フラッシュ(参照)で示された、適用時期を1年延期する事務局案について議論された。専門委員会からは「第三者から入手した相場価格の経過措置はもう1年スライドして、2022年4月開始事業年度からとはならないか」との質問があった。事務局からは「そこまでは必要ないのでは」との回答があった。

**親委員会の動向**

後日開催した第410回親委員会でも、同様の審議が行われ、事務局から、おおむね議論がまとまってきたので、次回以降の親委員会で公表議決を行いたい旨が示された。

投資のハナシ  
裏表

国内初公募低格付け債

三田 哉

実務対応報告18号において、IFRS16号「リース」およびASU2016-02「リース」を修正項目として取り扱わないとする提案に至るまでの検討経緯については、IFRSのエンドースメント手続の結果が参考情報として示されているだけであることから、本提案自体の検討経緯について、あらためて「公表にあたって」において公表すべしである。

このコメントを受けて、「公表にあたって」において、IFRSのエンドースメント手続のうち、2019年改正の検討において特に参考とした部分の記載が追加された。

(2) 実務対応報告18号におけるIFRS16号およびASU2016-02号  
次のコメントが寄せられた。

IFRS16号等に従った会計処理は、わが国の会計基準に共通する考え方に照らして「明らかに合理的でない」と認められる場合」に該当しないことを明確化いただきたい。

このコメントには、特段の対応

応は行わないこととされた。その理由は、これまで、修正項目としなかったIFRSおよび米国会計基準について、在外子会社等の財務諸表が連結財務諸表に取り込まれた場合の表示および注記の取扱いが各社の実情に応じて適切に開示されてきており、仮にIFRS16号等について表示および注記の論点を検討する場合、IFRS16号等に関する論点にとどまらないから、との説明があった。

(3) 開示に関する追加的な対応  
次のコメントが寄せられた。

IFRS16号等について、実務対応報告18号で修正項目としない場合、実務上大きな影響があると考えられる連結財務諸表の表示や開示（注記）の取扱いについて、整理することをご検討いただきたい。

このコメントには、特段の対応を行わないこととされた。その理由は、これまで修正項目としなかったIFRSおよび米国会計基準について、在外子会社等の財務諸表が連結財務諸表に取り込まれた場合の表示および注記の取扱いは内容がさまざまであるため、特段の定めを

消費者金融のアイフル㈱が日本初の低格付け債を公募で発行するようだ。予定では1.5年債で発行額が150億円となるらしい。ここでは「日本初の低格付け債」が話題なのだが、曖昧な「低格付け」を使わない言い方をすると「格付けが投資適格（BBB格以上）を下回るBB格以下の債券が公募されるのが日本初」となる。

これまで国内で低格付け債の公募がなかったのは、国内のほとんどの運用機関に「投資適格債しか保有してはならない」というルールが課されていたからだ。今回、低格付け債の公募が可能になったのは、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が、昨年4月に、このルールを緩和したことがきっかけとなったようだ。この数年間の超低金利環境下で、国内機関投資家は外債投資に励んだが、ドル金利上昇の逆風に見舞われた。次は、どうすべきか？ 低格付け債だ！ ということが。

投資適格（BBB以上）と低格付け（投資不適格（BB以下））間の格差がどれほど大きいかを「ご存じだろうか？ BBB格は「午前2時頃、渋谷でたむろして

(図表) 格付別デフォルト率

格付	デフォルト率
AAA	0.35%
AA	0.32%
A	0.51%
BBB	1.70%
BB	7.11%
B	17.88%
CCC/C	46.22%

いる若者の前を通り過ぎる」程度のリスフだが、BB格は「新宿で、客引きのいう3千円ポツキリを信じて店に入る」くらいのリスフだ。ちなみにC格だと、「平壤で写真撮影しまくる」くらいの覚悟が必要になる。

感覚的な表現よりも数字で知りたいと思う几帳面な方は格付け機関S&Pが出しているグローバル5年累積デフォルト率（1981〜2017年）を参考にしたい（図表）。BB格を下回るとデフォルトが現実的になってくる。

次に、低格付け債はどれくらい存在するものなのか？ S&Pのデータ（2017年9月）によれば、国内社債市場ではBBB格以上が95%を占めている。ところが、世界市場ではまったく様相が異なる。BBB格以上は50%程度しか存在しないのである。一番多いのがB格

余談。国内で個人向け公募社債として大々的に販売されたソフトバンク債は、国内格付け機関からBBB格の格付けをもらっている：個人投資家向けにBB格の債券を公募で販売するわけにはいかない。しかし、機関投資家向けの米ドル建・ユーロ建ソフトバンク債に対しては、S&PとムーディーズはBB+格としている。格付けが異なるのは、通貨が違うからか？ 格付け機関が違うからか？ どういうことか？ 余白がないのでこれで終わりにしておこう。

(注) (図表出典) S&P, Default, Transition, and Recovery: 2017 Annual Global Corporate Default Study and Rating Transitions, 46. 筆者作成

専門委員からは、事務局の方  
向性に多くの賛成の声があがっ  
た。

**親委員会での審議**

後日行われた第410回親委  
員会でも、審議が行われた。  
事務局からは、次回以降の親  
委員会でも、公表議決したい旨が  
示された。

**会計**

**リースの定義および識別について検討**—ASBJ、リース会計専門委

去る6月10日、企業会計基準  
委員会は第87回リース会計専門  
委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

**日本船主協会による説明**

まず、備船契約の種類と特徴  
について説明がされた(図表)。

備船契約：船舶の所有者が、  
船舶を、船舶上の機器や付  
属の什器備品とともに貸し  
出すこと

**↓賃貸借契約**

定期備船契約：一定の期間を  
定めて、船主が船長・船員  
を配乗させ輸送能力を備え  
た船舶による輸送サービス  
を備船者に対して提供し、  
備船者は期間(日割り等)

を基準とした備船料を対価  
として支払う契約

**↓サービス(運送契約)**

これを踏まえて、日本船主協  
会は「定期備船は、契約の特徴  
からも運送サービス(役務提供)  
契約であり、一般的にもサービ  
ス契約として取り扱われてお  
り、資産および負債を認識する  
ことはサービスとしての取引の  
実態を表さない」との考えを示  
した。

**リースの定義および識別**

(1) リースとして取り扱う範囲  
現行のリース会計基準等では  
リース取引を、「特定の物件の  
所有者たる貸手が、当該物件の  
借手に対し、合意された期間に

(図表) 定期備船契約と裸備船契約の比較

	定期備船契約	裸備船契約
契約種別	運送(サービス)契約	賃貸借契約
船長・船員の手配	船主(供給者)	船舶者(顧客)
船舶の維持管理責任	船主(供給者)	船舶者(顧客)
船舶の利用に関する事項の指示権	備船者(供給者)	船舶者(顧客)
航海の安全に関する事項の指示権	船主(供給者)	船舶者(顧客)
再備船の制限	原則なし	原則あり
船舶料で賄われる船主(供給者)の費用	船舶取得費用および金利、維持管理費用、船員費等	船舶取得費用および金利
取引規模	比較的大	小

わたりこれを使用する収益を与  
え、借手は、合意された使用料  
を貸手に支払う取引」と定義し  
たうえで、リース適用指針で取  
り扱う範囲を典型的なリース取  
引に限定し、それ以外の取引は  
実態に基づき会計処理を行うこ  
ととされている。

この点に関して、事務局は「仮  
にIFRS 16号の定義および  
リース識別の考え方を採り入れ  
た場合、リースとして取り扱う  
範囲が大きく増加する可能性が

ある」との分析を示した。

**(2) 取引の実態**

また、前述の「定期備船契約  
などについて資産および負債を  
認識することはサービスとして  
の取引の実態を表さない」との  
日本船主協会による主張に対し  
て、事務局は「サービスの提供  
者のサービス開始後の権利義務  
の内容や資産の使用方法および  
使用目的を指図する権利の評価

**会計**

**IFRS 17号をめぐる動向について報告**—ASBJ、保険契約専門委

去る6月4日、企業会計基準  
委員会は第31回保険契約専門委  
員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

**これまでの経緯**

2018年10月のIASB  
ボード会議では、IFRS 17号  
「保険契約」公表以降に利害関  
係者から提起された懸念および  
適用上の課題が25項目識別され  
た。

これを受け、2018年11  
月から2019年3月のIASB  
ボード会議で、当該25項目につ  
いて個別に修正の可否が審議さ  
れた。

が関連するものと考えられ、今  
後の審議において他の取引も含  
めて分析を行う必要がある」と  
の分析を示した。

\*

専門委員からは、「収益認識  
との整合性を踏まえて考えるべ  
き」、「リース要素と非リース要  
素の構成単位をどこで切るかが  
そもそもの問題なので」等の  
意見があがった。

**IASBボード会議**

(1) 2019年3月会議

識別された25項目の懸念およ  
び課題のうち、各論点における  
暫定決定は次のとおりである。

**【集約レベル】**

IFRS 17号の要求事項を変  
更なしに維持する  
「供給者の不履行をカバーする  
クレジットカード」

IFRS 17号の範囲から、保  
険カバーを提供するクレジット  
カード契約のうち、顧客との契  
約の価格設定において個々の顧  
客に関連した保険リスクの評価  
を企業が反映していないものを

除外するように、IFRS 17号を修正する

【リスクリーズ軽減オプション】

企業がリスクリーズ軽減オプションをIFRS 17号への移行日から将来に向かって適用することを認めるよう修正する

【暫定決定に伴う開示の修正】

修正案を反映するためにIFRS 17号の開示要求を修正する

(2) 2019年4月会議

当該25項目のうち個別の審議で修正になった項目が全体パッケージとして審議され、これらを公開草案として公表することが暫定決定された。

また、修正案の発効日をIFRS 17号の発効日と一致させ、企業にIFRS 17号および修正案を2022年1月1日以後開始する事業年度に適用することを求めるようにすること（早期適用も可）も暫定的に決定した。

(3) 2019年5月会議

6月末に公表見込みである公開草案のコメント期間が審議され、90日間に設定された。

また、投資サービスは投資要素を含んだ契約においてのみ存在すると定めていた以前の暫定決定を改訂すること、および相互会社が発行した保険契約に関

してIFRS 17号を修正しないこと等を暫定決定した。

TRG会議

2019年4月にTRG会議が開催され、保険契約の投資要素、その他の要望書などについて審議された。そして、審議内容は4、5月開催のIASBボード会議で報告された。

また、TRG会議議長が次のステップに関して「現時点にお

新たな緩和局面へ入る  
米金融政策

金融

6月4日の米FRBのパウエル議長による発言が、新たな金融緩和策への思惑を呼んでいる。これまでパウエル議長は、金融政策については今年に入ってから徐々に緩和方向への姿勢を強めてきたものの、おおむね「忍耐強く対処する」といった慎重な言い回しに徹してきた。

しかし、今回FRBとシカゴ連銀共催の講演会における発言では、金融緩和の具体的な状況を想定し、その可能性を強く主張した内容となっている。そのキーワードは名目金利の実効下限制約（ELB）だった。1999年に開催された連

いて、さらなるTRG会議は予定されていないが、利害関係者はTRGに対して要望書の規

を満たす適用上の質問は提出できる。多くの企業がIFRS 17号の導入が進んだ段階にあることから、すでに進行中の導入作業を妨害せず、利害関係者の教育に役立つ場合には、TRG会議が開催される可能性がある」と発言したことが報告された。

邦準備制度（FRS）主催の会合でも、政策金利が実効的な下限（ELB）に達した場合にどのような非伝統的な手段を取り得るか、議論されたことがあった。ただ、この時点では10年後に起きる金融危機や失業率の急上昇、さらに中央銀行が新たな政策手段や市場との対話を打ち出していく状況は想定されていなかった。

しかし、今は当時と異なり、このような政策金利の実効的な下限は想定範囲内だ。低インフレ下で実質金利が低い状況では、名目金利も低水準で、政策金利が実効的な下限に達する可

法人企業景気予測調査 (内閣府・財務省) 平成31年4～6月期調査

法人企業景気予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、出資金または基金(以下、「資本金」といいます)1千万円以上の法人(ただし、電気・ガス・水道業および金融業、保険業は資本金1億円以上)を対象としています。以下は、平成31年4～6月期調査結果の概要です。

対象企業数 14,545社  
回答企業数 11,634社  
回収率 80.0%

**景況** ●貴社の景況  
平成31年4～6月期の「貴社の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は▲3.7%ポイントとなり、平成31年1～3月期以降2期連続の「下降」超、中堅企業、中小企業も「下降」超となっています。  
先行きを全産業で見ると、大企業は令和元年7～9月期に「上昇」超に転じる見通し、中堅企業は令和元年7～9月期に「上昇」超に転じるものの、10～12月期には「下降」超となる見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。

●国内の景況  
平成31年4～6月期の「国内の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は▲3.6%ポイントとなり、平成31年1～3月期以降2期連続の「下降」超、中堅企業、中小企業も「下降」超となっています。  
先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業は令和元年7～9月期に「上昇」超に転じるものの、10～12月期には「下降」超となる見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。

**雇用**  
令和元年6月末時点の「従業員数判断」BSIを全産業で見ると、大企業は21.1%ポイントとなり、平成23年9月末以降32期連続の「不足気味」超、中堅企業、中小企業も「不足気味」超となっています。  
先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっています。

**売上高**  
令和元年度は、1.3%の増収見込みとなっています。  
業種別にみると、製造業、非製造業ともに増収見込みとなっています。

**経常利益**  
令和元年度は、3.3%の減益見込みとなっています。  
業種別にみると、製造業、非製造業ともに減益見込みとなっています。

**設備投資**  
令和元年度は、9.0%の増加見込みとなっています。  
業種別にみると、製造業、非製造業ともに増加見込みとなっています。

(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。

貴社の景況判断BSI (「上昇」-「下降」社数構成比)		(単位: %ポイント)			
		31年1～3月 前回調査	31年4～6月 現状判断	元年7～9月 見通し	元年10～12月 見通し
大企業	全産業	▲1.7	▲3.7	6.7	0.4
	製造業	▲7.3	▲10.4	7.2	5.5
	非製造業	1.0	▲0.4	6.5	▲2.1
中堅企業	全産業	▲3.8	▲5.3	5.6	▲1.7
	製造業	▲15.3	▲6.4	8.6	4.0
	非製造業	▲0.4	▲5.0	4.7	▲3.3
中小企業	全産業	▲11.7	▲15.0	▲5.2	▲8.1
	製造業	▲22.9	▲21.9	▲6.3	▲5.4
	非製造業	▲9.5	▲13.7	▲5.0	▲8.6
国内の景況判断BSI (「上昇」-「下降」社数構成比)		(単位: %ポイント)			
		31年1～3月 前回調査	31年4～6月 現状判断	元年7～9月 見通し	元年10～12月 見通し
大企業	全産業	▲1.9	▲3.6	4.5	▲11.0
	製造業	▲6.3	▲8.6	3.8	▲6.1
	非製造業	0.2	▲1.1	4.9	▲13.4
中堅企業	全産業	▲4.9	▲8.8	0.4	▲20.9
	製造業	▲11.4	▲10.6	▲0.0	▲15.2
	非製造業	▲2.9	▲8.3	0.6	▲22.6
中小企業	全産業	▲13.6	▲20.1	▲11.6	▲22.0
	製造業	▲24.3	▲29.6	▲13.5	▲17.4
	非製造業	▲11.4	▲18.2	▲11.2	▲22.9

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2019年6月6日	租税特別措置法関係通達(法人税編)等の一部改正について(法令解釈通達)	国税庁	令和元年度の法人税関係法令等の改正のうち、外国子会社合算税制に関する事項に対応して所要の整備を図ったもの。 <a href="http://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/190531/index.htm">http://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/190531/index.htm</a>	—
2019年6月11日	「監査上の主要な検討事項(KAM)に関するQ&A集・前編」(会計委員会)	日本監査役協会	監査基準の改訂により、金融商品取引法上の監査人の監査報告書にKAMの記載が義務づけられたことに伴い、KAMの円滑導入に向けた監査役等の実務支援ツールとして、作成されたもの。今回の前編では、KAMの概要に加え、早期適用を行う場合に直近で対応が必要となる事項についてまとめられている。期中の対応、定時株主総会に向けた対応等については別途の公表が予定されている。 <a href="http://www.kansa.or.jp/support/library/accounting/post-206.html">http://www.kansa.or.jp/support/library/accounting/post-206.html</a>	—
2019年6月12日	監査基準委員会報告書610「内部監査の利用」、監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」及び関連する監査基準委員会報告書の改正	JICPA	国際監査・保証基準審議会(IAASB)において検討された内部監査プロジェクトおよび財務諸表の注記事項の監査を強化するプロジェクトに対応すべく、関連する監査基準委員会報告書の検討を行ったもの。 <a href="https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190612sze.html">https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190612sze.html</a>	—

## FRB議長のパウエルへの市場の反応

証券

5月下旬は米中貿易摩擦の激化・長期化の予想が強まり、世界の株式市場で株価は連日のように下がり続けた。ところが、6月4日に米FRBのパウエル議長が利下げを匂わせる発言をした途端、米市場を先頭に世界同時の株価反転、上昇が実現した。特に米市場では5営業日連続の株価上昇となり、NYダウは2万6,000ドルの節目を回復した。

上げ幅は当然、世界の株式市場のなかで米株価がトップだが、貿易摩擦の打撃が最も大きいとされる中国株価も日本、ド

性能が高まっている点もパウエル議長の挙げる理由だ。したがって、ゼロ金利政策や債券などの資産購入に中央銀行が動くことを「非伝統的手段」といつてきたが、この言い方も改めるべきとする。これは、政策金利の実効的な下限ではこの「非伝統的手段」が採用される可能性が高く、また、これまで実際にFRB等で採用され、その効果、リスク等とともに根拠となるデータがあるというのが理由だ。

このパウエル議長発言により、近く新たな金融緩和策が発表されるといった思惑が生じ、一時的に米長期金利が急低下した。今回のパウエル議長の明確な態度表明で、アメリカの金融政策は利上げ局面に終止符を打ち、これまでと異なる緩和策を模索する段階に入ったといえる。

5月下旬は米中貿易摩擦の激化・長期化の予想が強まり、世界の株式市場で株価は連日のように下がり続けた。ところが、6月4日に米FRBのパウエル議長が利下げを匂わせる発言をした途端、米市場を先頭に世界同時の株価反転、上昇が実現した。特に米市場では5営業日連続の株価上昇となり、NYダウは2万6,000ドルの節目を回復した。

上げ幅は当然、世界の株式市場のなかで米株価がトップだが、貿易摩擦の打撃が最も大きいとされる中国株価も日本、ド

れることになりそうだ。ファンダメンタルズの究極は世界経済の成長率だ。国際機関による世界GDPの成長率見直しはこのところ下方修正が相次ぎ、近い将来の回復期待も薄れつつある。そのなかで、アメリカ経済は相対的な強さを保ち、他市場よりも明るい株価見通しを語れることはたしかである。

しかし、日本の経済、企業収益、株式市場の見通しは明るくない。景気の足取りは弱くなっており、企業収益も2年連続減益見通しとなってきた。ただ、設備投資、雇用などは堅調で、今のところ企業の減益も小幅にとどまる予想である。景気悪化の主因は、海外経済の不振によるところが大きい。そのなかで、7月に参議院選挙、10月に消費税率上げが予定されている。これらが株価にどう影響するかは固唾を飲んで見守るほかない。